

平成 20 年 12 月 26 日

各 位

会 社 名 徳倉建設株式会社
代表者名 代表取締役社長 徳倉正晴
(コード番号 1892 名証第2部)
問合せ先 取締役管理本部長 石原重保
(TEL . 052 - 961 - 3271)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、平成20年12月26日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため自己株式の取得を行うものです。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得しうる株式の総数 | 500,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合2.3%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 60,000,000円(上限) |
| (4) 取得期間 | 平成21年1月5日~平成21年3月31日 |

(ご参考) 平成20年12月24日時点の自己株式の保有

発行済株式総数(自己株式を除く)	21,533,770株
自己株式数	539,080株

以 上